# 今度は「くらしの豆知識」を点訳

## 点訳ボランティア「目陽会」が寄贈

### 「毎日の暮らしに役立たせて」と

点訳ボランティア「目陽会」（佐藤エイ子会長、会員四十三名）は、市消費生活センターで発行している「くらしの豆知識」を点訳し、「目の不自由な方のために役立ててほしい」と、百七十部を製本して、さる一月六日、市社会福祉協議会へ寄贈しました。

同グループは、主婦を中心に点字図書作りを主な活動としており、昨年五月ころから点訳を始め、十二月に完成したものです。会員の中には、盲人の方もおり、障害のない人と一緒に活動しています。

今回点訳したものは、A4版全二巻百七十六ページからなり、「少しでも毎日の暮らしに役立てて頂ければ」（佐藤会長）ということで作られました。

佐藤会長は、「作業期間中、目の不自由な人から礼状を頂いて、自分たちのやっていることで喜んでくれる人がいることを知って、活動にファイトが出た」と話しています。

同グループは、これまでに電話帳、バス路線図、全国の共済宿泊施設や国民宿舎の案内、市民相談室の相談の手引きーなども点訳し、目の不自由な方々へ贈って喜ばれています。今後は、「広く新しくなった新潟駅構内の案内等についてお手伝いしたい」（佐藤会長）と話しています。

市社会福祉協議会では、早速市内の目の不自由な方に配る作業を進めています。

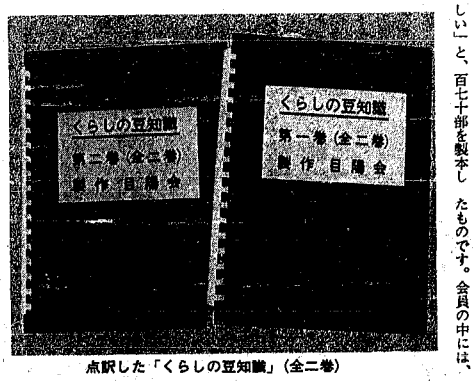

点訳した「くらしの豆知識」（全二巻）

# 児童・児童扶養・特別児童扶養・福祉の各手当が外国人にも適用

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当および福祉手当が外国人登録原票に登録されている外国人にも支給されることになりました。

次の要件に当てはまる場合は、申請した翌月から支給されますので、該当すると思われる方は、お早めに手続きをして下さい。なお、外国人登録原票に登録されている外国人でも、観光・演奏活動などは短期間の滞在や興業を行う方などは該当しません。

**受付場所**　児童手当・児童扶養手当→市福祉課、特別児童扶養手当・福祉手当→市障害福祉課

**持参品**　印鑑（印鑑のない方は署名）、申請者の外国人登録証明書の写しまたは登録済証明書（児童手当は除く）、他に児童手当は申請者自身の年金証書と申請者名義の銀行預金口座、特別児童扶養手当は身体障害者手帳か療育手帳、福祉手当は身体障害者手帳か療育手帳と年金証書および障害者本人の銀行預金口座

**手当額などの問い合わせ**　市福祉課か市障害福祉課（☎28―一〇〇）へ

**【児童手当】**

**受給要件**　①満十八歳未満の児童を三人以上養育し、そのうち一人以上が義務教育終了前の児童であること②申請者の前年中の所得が一定額に満たないこと

**【児童扶養手当】**

**受給要件**　①次の事由により、父のいない満十八歳未満の児童を養育している方。（離婚、遺棄、婚姻などによらないで出生）②前年中の所得が一定額に満たないこと

**【特別児童扶養手当】**

**受給要件**　①満二十歳未満の障害児（身体障害者手帳一～三級と四級の一部、療育手帳AまたはBなど）を養育している方②申請者の前年中の所得が一定額に満たないこと

**【福祉手当】**

**受給要件**　国の制度：常時介護を要する身体障害者手帳一級と二級の一部、療育手帳Aの一部などに該当する方。市独自の制度…身体障害者手帳一・二級、療育手帳Aを所持する方で、国の制度に該当しない方

# 一月は市・県民税第四期分の納期です

一月は市・県民税第四期分の納期です。忘れずにお納め下さい。

**納付場所**　市が指定した金融機関、または市役所・各地区事務所・連絡所

**問い合わせ**　事情があって、期限内に納付できない方は、市納税課（☎28―一〇〇）へご相談下さい

**口座振替制度のご利用を**

市税の納付方法として、口座振替制度を利用して納付する方法があります。

銀行などへ出向いて納める手数がなくなり、大変便利な制度です。

**口座振替できる税目**　市・県民税、固定資産税、都市計画税

**申し込み手続き**　金融機関に申し込み用紙を備え付けてあります。印鑑、納税通知書または領収書を持参して手続きをして下さい。一回の手続きで毎年継続されます

# 税アラカルト①

今週から毎月第三週号に、税金に関する問題をやさしく解説した"税アラカルト"を一年間にわたって掲載します。ご期待下さい。

**問**　私は昨年一月十五日にA市からB市へ転出しました。ところが、二月に入ってから、A市から三月十五日までに市・県民税の申告をしてほしいとの連絡を受けました。私は現在A市に住んでおりませんが、それでもA市に市・県民税の申告をしなければならないのでしょうか。

**答**　個人の市・県民税は、前年一年間の収入に対してその年の一月一日現在住所のある市町村によって課税されることになっています。従ってあなたの場合は、昨年一月一日現在A市に住所がありましたので、その後B市へ転出しても五十六年度分（五十五年中の所得）の市・県民税はA市に申告し、納税をしていただくことになります。

## 年の途中で転出した場合の住民税

# 朝鮮半島、台湾出身者の方に永住許可の特例が

「出入国管理令」の改正により、昭和五十七年一月一日から次の方には申請により永住資格が与えられることになりました。

**該当者**　昭和二十年九月二日以前から引き続き日本に在留する朝鮮半島および台湾出身者ならびにその直系卑属として日本で出生し、引き続き在留している人

◉申請資格、申請方法など詳しいことは東京入国管理局新潟港出張所（☎45―五四六一）へお問い合わせ下さい。

## 犬の飼い主の皆さんへ フンの後始末を良く

犬を連れて散歩する人を見かけますが、散歩後、道路や歩道が犬のフンで汚されていることがよくあります。

飼い主の方は愛犬を散歩させる場合、小さなスコップとビニール袋を用意するなどして後始末に心掛けましょう。

また、犬の放し飼いは絶対にやめましょう。

# 連合婦人会と交通安全母の会連合会が市に善意の寄付

先月二十四日、新潟市交通安全母の会連合会（高橋キク会長）が交通児のために役立ててほしいと十万円を、また新潟市連合婦人会（同会長）が障害者のために役立ててほしいと五十万円を、それぞれ市に寄付しました（写真）。

これは、会員の皆さんが、昨年の十月に不用品即売を行って得た収益金を寄付したもの。

障害者の人たちのために頂いた五十万円については、寄付の趣旨に沿い、小規模な民間の障害福祉施設八カ所と二団体に配分しました。

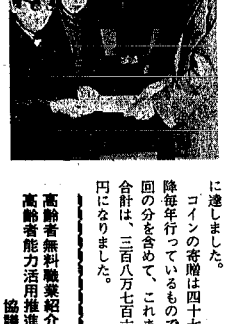

## "水の広場"のコインも寄付

大和新潟店、堀川商事、株式会社タカツの三社は、古町プラザビル内にある"ッボの広場"に投げ込まれたコインを「惠まれない人のために」と、さる十二月二十八日、市社会福祉協議会に贈りました。

投げ込まれたコインは、一年間で十四万四千四百五十円に達しました。

コインの寄贈は四十七年以降毎年行っているもので、今回の分を含めて、これまでの合計は、三百八万七百六十二円になりました。

## 高齢者無料職業紹介所 高齢者能力活用推進協議会

### 気軽にご利用を

高齢者無料職業紹介所では高齢者にあった仕事の紹介、あっせんをしています。また高齢者能力活用推進協議会では、豊かな経験と能力を生かして頂くための臨時・パート的に働く方の登録を受け付けています。お気軽にご利用下さい。

**場所**　県社会福祉協議会内（東中通一―八六、県社会福祉会館一階、☎28―五五一二）

## アートフラワー講習会

**主催**　アートフラワーその木

**日時**　1月27日、2月12、26日、3月12、26日午前10時～正午（計5回）

**会場**　曽野木公民館

**内容**　スイートピー、ばら、マーガレット

**定員**　20人（先着順）

**講師**　塚田久美子

**経費**　材料費1800円（3点で）、運営費月500円

**持参品**　コットン、はさみ、めうち、ボンド、おしぼり、エプロン、ピンセット、新聞紙、針、糸（木綿、白）

**申し込み**　電話で曽野木公民館（☎80―6810）へ

## スキーの集い

**日時**　2月7日、午前7時鳥屋野地区公民館前出発、午後7時同帰着

**行き先**　上越国際スキー場（塩沢町）

**定員**　原則として鳥屋野地区の方45人（先着順、小学生以上で、8の字制動ができる人）

**会費**　2500円

**持参品**　健康保険証

**申し込み**　住所、氏名、年齢、電話番号、講習希望の有無、スキー歴を記入し、返信用封筒（60円切手貼付）を同封して、鳥屋野地区スキーの集い実行委員会（〒950 新和113―30、鳥屋野地区公民館内）へ

## 子供クリスマスフェスティバル写真展

**期間**　1月31日まで

**会場**　鳥屋野地区公民館（新和）

**内容**　クリスマスケーキづくり、キャンドルファイヤー、サンタクロースとの楽しい集いの写真220枚

## 「新潟演劇鑑賞会」会員募集

**今期事業計画**　1月17日（昼）、18日（夜）…ミュージカル「冒険ダン吉の冒険」、3月19日（夜）、20日（昼）…島崎藤村「夜明け前第2部」

**問い合わせ**　新潟演劇鑑賞会（☎23―1444）へ

## 「話し方研究会」会員募集

**日時**　毎月第1・2・3水曜日午後6時半～8時45分

**会場**　中央公民館

**内容**　話し方の研究とよりよい人間関係をめざす

**講師**　桑原大宗

**会費**　500円（入会金は1000円）

**申し込み**　電話で瑞光寺（☎29―4336）か、1月20日の学習会に直接会場へ

**問い合わせ**　瑞光寺（☎29―4336）へ

## 〈坂井輪図書館〉読書会へのお誘い

| 月日 | 図書名 | 著者名 | 文庫名 |
|---|---|---|---|
| 1・20 | 童子の影 | 津島佑子 | 集英社文庫 |
| 2・17 | 父の絶び状 | 向田邦子 | 文春文庫 |
| 3・17 | 片目の哲学 | なだいなだ | 角川文庫 |

**会場**　坂井輪地区公民館

**時間**　午前10時～正午

**問い合わせ**　坂井輪図書館（☎60―3242）へ

## 会員募集

| グループ名 | 日時・会場 | 経費 | 申し込み |
|---|---|---|---|
| 内野コーラス | 毎週水曜日 午前10時～正午 西地区公民館 | 月1,000円 テキスト代 随時 | 山本幸子 ☎62―5741 |
| 観石会（盆栽） | 毎週火曜日 午後7時～9時 石山地区公民館 | 月2,000円 | 植村 ☎66―1633 |
| 石山マクラメクラブ（マクラメ編み） | 毎週金曜日 午前9時半～正午 石山地区公民館 | 月1,000円 | 阿部 ☎76―2495 |